

## みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）共催事業取扱要綱

### 1 趣旨

この要綱は、みやぎ県民文化創造の祭典（以下「創造の祭典」という。）共催事業の取扱いについて定めるものとする。

### 2 共催事業の要件

創造の祭典共催事業の要件は、次のとおりとする。

#### (1) 主催者について

主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① 県
- ② 県が出資・出捐している公社、団体等
- ③ その他上記各号に準ずると創造の祭典実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認めるもの

#### (2) 事業内容について

文化振興を目的とした事業又は内容に文化催事を含む事業とする。

#### (3) 事業実施時期について

原則として9月から11月までの間に県内で開催される事業とする。

### 3 事業経費

事業経費は、共催事業主催者の負担とする。

### 4 共催該当事業の調査

実行委員会は、毎年、県の各機関及び関連団体に対し、共催該当事業の調査を行うものとする。

### 5 共催事業の決定

共催事業の決定については、実行委員会会長が「共催事業の要件」に基づいて決定し、主催者に文書（様式第1号）で通知する。

### 6 事業への便宜

共催事業の決定を受けた事業は、実行委員会において作成するガイドブック、その他広報誌等への掲載等の便宜を受けることができるものとする。

### 7 名義の使用

共催事業の決定を受けた事業の主催者は、全県的な芸術文化振興の取組みであることを広く県内外に周知を図る趣旨から、ポスター、パンフレット、チラシ等に「芸術銀河共催事業」と表示することができるものとする。

### 8 実施報告

主催者は、当該事業が終了した後、速やかに「みやぎ県民文化創造の祭典共催事業実施報告書」（様式第2号）を実行委員会事務局（宮城県環境生活部消費生活・文化課）あて提出するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成12年6月7日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年5月19日から施行する。